

## 食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）に係る公募要領

### 第1 総則

食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）に係る募集については、この要領に定めるものとします。

### 第2 申請に当たって

本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金（民間団体経由）交付等要綱（令和5年3月29日4新食第2663号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（民間団体経由）実施要領（令和5年3月29日4新食第2838号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業実施規程（民間団体経由）（以下「実施規程」という。）及びこの要領の規定に基づき実施します。

### 第3 趣旨

食品関連事業者から発生する食品ロスの削減を促進するため、設立間もないフードバンク活動団体（食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。）への支援を行うとともに、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

なお、本公募では、実施要領第3の1（フードバンク活動支援）の事業（以下「本事業」という。）を実施する間接補助事業者（以下「事業実施者」という。）を募集します。

### 第4 補助対象経費及び実施要件等

- 1 本事業の事業実施者は別表の対象者欄に定める者であって、別表の要件欄を満たす者とする。
- 2 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表の補

助対象経費欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。

## 第5 申請できない経費

次の経費は、本事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (4) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- (7) 補助の対象としない経費として実施規程等に定めるもの

## 第6 補助対象期間

今回の公募における本事業の実施期間は、交付決定の日から令和6年2月12日までとする。

## 第7 申請書類の作成及び提出

### 1 申請書類の作成

- (1) 提出すべき申請書類は、次のとおりとします。
  - ① 課題提案書
- (2) 提案の内容は、第3の趣旨、第4の補助対象経費及び実施要件等に照らして適当なものであることとし、以下の①から③について課題提案書に記載してください。
  - ① 団体概要
  - ② 計画概要

- ③ 事業内容及び補助対象経費
- (3) 課題提案書と合わせて以下の資料を添付してください。
  - ① 応募者が民間企業である場合にあっては、直前 3 ヶ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
  - ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前 3 ヶ年分の決算（事業）報告書
  - ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要

- ※ 令和 5 年度予算より、新たに複数年度事業計画の策定を可能とします。その際、事業計画期間は最長 2 年間とし、今後、同様の事業の公募において、2 年目は、事業実施に最低限必要な書類のみの提出となります。
- ※ この場合、事業実施者から提出された課題提案書等の申請書類について、事務局から農林水産省へ提出することで、2 年目の申請書類の簡素化を図ることとしますので、このことをあらかじめご了承ください。複数年度事業計画を策定ください。
- ※ 複数年度事業計画の 2 年目の場合においては、令和 5 年度の事業応募から変更なければ(2)の①については記載不要とし、(3)については、直前 1 ヶ年分の決算（事業）報告書のみの提出となります。なお、現時点での案であり、正式には令和 6 年度事業の公募要領、応募様式を参照ください。
- ※ なお、本事業における複数年度計画の採択は、翌年度以降に本事業と同様の補助金事業が実施されること及び当該複数年度計画の補助事業が翌年度以降に採択されることを保証するものではないことにご留意ください。

## 2 課題提案書の提出期間、提出先及び提出部数

課題提案書の提出期間、提出先及び提出部数については、次のとおりです。

- (1) 提出期間：令和 5 年 11 月 7 日（火）17 時まで（電子メール必着）
- (2) 提出先：公益財団法人流通経済研究所  
フードバンク活動支援事業 事務局  
電子メールアドレス：startup-foodbank★dei.or.jp  
（メール送信の際は★を@に置き換えてください）
- (3) 提出部数：
  - ① 課題提案書（合わせて第 7 の 1（3）に示す書類） 1 部

## 3 課題提案書の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書は、変更することができません。
- (3) 課題提案書に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書は、無効とします。
- (5) 課題提案書の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書の提出は、電子メールにより2(2)に掲げる事務局に提出することとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む）、持参も可としますが、ファックスによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書をメールで送付する場合は、件名を「フードバンク活動支援事業課題提案書提出(〇〇〇〇)」としてください(※〇〇〇〇は申請者名)。なお、受信確認の連絡が事務局よりない場合は、2(2)の問合せ先に御連絡ください。
- (8) 課題提案書は、電子データのファイル形式を変更せずに作成し、提出してください。PDF変換などによりファイル形式が変更された課題提案書は、受理されない場合があります。なお、電子メールに添付するファイルは、圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、「フードバンク活動支援事業(申請者名)・その〇(〇は連番)」と記載してください。
- (9) 課題提案書をやむをえず郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。課題提案書は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (10) 提出後の課題提案書については、返却しませんので、御了承ください。
- (11) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。
- (12) 本事業に関する問合せ先は、次のとおりです。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

フードバンク活動支援事業 事務局  
電話番号：03-6380-3122  
営業時間：平日 10時～17時  
電子メールアドレス：startup-foodbank★dei.or.jp  
(メール送信の際は★を@に置き換えてください)

## 第8 事業実施者の決定

提出された応募書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事務局等において書類確認等を行った後、選定審査手続きにおいて審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

## 1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。審査・選定に際しては客観的、中立の立場で申請内容を審査するのに必要な知見を有する者を審査員とする選定審査委員会を設置して審査・採択を行うこととし、審査委員会には農林水産省の職員を1名以上含めることとします。

### (1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをいたします。なお、この要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

### (2) 面接の実施

必要に応じ、面接を行う場合があります（ウェブ会議システムによる場合もあります）。その際、特段の事由なく面接に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費が生じる場合は、提案者が負担してください。面接には、外部有識者が加わることがあります。

### (3) 審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、審査基準を満たした者を補助金交付候補者として選定します。

## 2 審査の観点

審査は、事業実施者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

## 3 審査の基準

次の項目について審査するものとします。なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、適正化法第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。その他、みどりの食料システム戦略の基盤確立事業実施計画の認定を受けている、又は事業実施年度中に認定を受ける予定の事業者に対しては審査において配慮することとします。

### (1) 応募要件の充足性（第4 応募団体の要件を参照）

- (2) 本事業により行う取り組みの内容の適格性
- (3) 提供量拡大の実現可能性
- (4) 事業計画の妥当性

#### 4 審査結果の通知

審査を踏まえ、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

審査内容については、非公開とします。

### 第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は速やかに、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を事務局に提出していただきます。交付申請書を事務局が審査した後、問題がなければ交付決定通知を发出します。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

交付決定者については、事務局及び農林水産省のホームページで公表します。

### 第10 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されない段階）で本事業に応募することは差支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の結果若しくは補助金の交付決定から取り消されることがあります。

### 第11 事業実施者の責務等

事業実施者は、事業の実施に当たって、次の条件を遵守してください。

#### 1 事業の推進

事業実施者は、事業実施規程等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

#### 2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、適正化法施行令、交付規則、要綱、実施要領及び実施規程に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施者は、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日又は令和6年2月12日のいずれか早い日までに、実施規程に基づき実施結果報告書を事務局に提出すること。事務局は報告書の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。事務局は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後1か月を目処に請求元の事業実施者への補助金の支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合にはその旨を事業実施者に報告すること。

### 3 収益状況の報告及び収益納付

事業実施者は、事業の実施による企業化等により収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとします。また、相当の収益を得たと認められるときは、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を事務局に納付していただくことがあります。

### 4 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、事業実施規程等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省及び事務局は、あらかじめ事業実施者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省及び事務局の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については

事務局に提出してください。

#### 5 事務局による調査への協力

本事業の補助金交付に係る事務とは別に、フードバンクにおける食品の受入能力向上に関する実態把握のため、事業実施者から調査・意見聴取等の協力をお願いすることがあります。

#### 6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

### 第12 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

#### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）事業実施者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）事業実施者の関係会社（事業実施者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

#### 2 利益等排除の方法

（1）事業実施者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合

合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

別表

区分		事業内容	補助対象経費	対象者	補助率	要件
(1) スタートアップ支援事業	(1) 検討会の開催等	<p>フードバンク活動団体の発展に向けて、次のアからカまでの取組を行う。ただし、イからオまでの取組については、いずれか1つ又は複数の取組を選択して実施するものとする。</p> <p>ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品関連事業者、社会福祉法人、フードバンク活動団体、消費者団体等で構成される検討会を設置し、フードバンク活動の普及による食品ロス削減の検討を行い、今後の具体的活動方策等を取りまとめる。</p> <p>イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバンク活動団体の実務に携わる関係者に向け、アで取りまとめた内容に係る研修会等を開催する。</p> <p>ウ 普及啓発の実施</p>	<p>事業内容に掲げる取組の実施に必要な以下の経費</p> <p>人件費・賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、人材育成の実施に係る講習会受講費等（講習会受講料、研修指導者謝金、受講者旅費）、損害賠償保険料（食中毒事故に対する保障を含むものに限る。）、役務費、委託費</p>	<p>フードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は市町村協議会の構成員及び法人格を有さない団体であって補助事業者が総括審議官と協議の上、特に認める団体（以下「特認団体」という。以下同じ。）</p>	定額	<p>事業完了日までに「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく又は準じた食品取扱体制を整備し、以下ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。また、以下ウに掲げる事業において3回以上補助を受けたことがなく、「(2)先進的取組支援事業」を実施する事業者でないこと。</p> <p>ア 令和5年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないこと</p> <p>イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大す</p>

	<p>フードバンク活動の社会的意義や食品ロス削減の効果等の普及啓発資料を作成し、食品関連事業者や消費者等に対し普及啓発を行う。</p> <p>エ 人材育成の実施          フードバンク活動団体の人材育成に向けて、食品衛生管理及びフードバンク活動団体の運営方法等の習得のため、食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。</p> <p>オ 連携強化の実施          他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。</p> <p>カ 報告書の作成          アからオでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>			<p>る計画を有すること。</p> <p>ウ 過去の類似事業</p> <p>(ア) 平成 22 年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）</p> <p>(イ) 平成 23 年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）</p> <p>(ウ) 平成 24 年度食品産業環境対策支援事業（フードバンク活動推進事業）</p> <p>(エ) 平成 25 年度食品産業環境対策推進事業食品廃棄物等削減推進事業（フード</p>
--	---	--	--	--

	<p>(2) 食品受入能力の向上</p>	<p>設立間もないフードバンクや生鮮食品の取扱拡大を目指すフードバンクが行う運搬車両、食品の保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫含む。）、入出庫管理機器等の賃借</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬車両の賃借料（燃料を除く。）</li> <li>・一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料</li> <li>・入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。）</li> </ul>	<p>フードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。</p>	<p>1/2 以内</p>	<p>バンク活動に係る事業)</p> <p>(オ) 平成 26 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業（フードバンク活動の支援に係る事業）</p> <p>(カ) 平成 27 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業</p> <p>(キ) 平成 28 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動等の推進事業</p> <p>(ク) 平成 29 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業</p> <p>(ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業</p>
--	----------------------	---	--	---	---------------	---

						<p>(コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p> <p>(サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p> <p>(シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p> <p>(ス) 令和 4 年度食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業</p>
(2) 先進的取組支援事業	—	<p>先進的活動を行うフードバンク活動団体を取扱量拡大に向けた、次のアからキまでの1つ又は複数の取組</p> <p>ア 広域的な連携 フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及びこども食堂等と連携し、広</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動経費 人件費・賃金、謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費、損害賠償保険料、役務費、委託費</li> <li>・ 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬車両の賃借料（燃料を除く。）、一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫</li> </ul>	<p>フードバンク活動団体（都道府県及び市区町村は除く。）又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イ又はキの取組を行う次に掲げる団体。</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一</p>	1/2 以内	<p>事業完了日までに「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」に基づく又は準じた食品取扱体制を整備すること。</p> <p>「(1) スタートアップ支援事業」を実施</p>

		<p>域的に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>イ プラットフォームの構築 民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、活動地域の異なる多数（3団体以上）のフードバンク活動団体（食品関連事業者その他のものから未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等にこれを無償で提供するための活動を行う団体）と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、食品の輸配送・保管を自ら行うことなく、食品の寄附を行う食品関連事業者と、その食品を必要とするこども食堂等とのマッチングのための連絡・調整を行い、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p>	<p>等）の賃借料、入在庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の輸配送費 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）他者に対して車両単位で輸配送を依頼することにより行うもの</li> <li>（イ）小口配送便等により行うもの</li> <li>（ウ）事業実施者となるフードバンク活動団体の運営に携わる者が、自ら輸配送することにより行うもの（輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入在庫に係る業務に係る実働に応じた対価及び燃料代（走行距離1キロメートルあたり16円に補助率を乗じた額を補助上限とする。）を含む。）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、食品の輸配送については、以下(a)又は(b)に該当するものとし、フードバンク活動団体から需要地に輸配送した後に、当該需要地から別のこども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。</p> <p>(a) 食品関連事業者等から事業実施者のフードバンク活動団体に輸配送するために必要な費用であ</p>	<p>般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、社会福祉法人、又は特認団体</p>	<p>する事業者でないこと。</p>
--	--	---	---	--	--------------------

	<p>エ 行政とのコーディネート          フードバンク活動団体が、地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等によりこども食堂等への食品の提供を行う。</p> <p>オ 企業とのコーディネート          フードバンク活動団体が、民間団体（食品提供元の食品関連事業者等及び需要地のこども食堂等を除く。）と連携して、食品の受入れ・提供を効率的・効果的に行う方法を構築した上で実施する。</p> <p>カ 農業者との連携          フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、こども食堂等に提供する。</p> <p>キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動</p>	<p>って、フードバンク活動団体が支払うもの</p> <p>(b) 事業実施者のフードバンク活動団体から需要地（こども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンク活動団体が支払うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム構築費</li> </ul> <p>プラットフォームの構築のための食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費</p>		
--	--	--	--	--

		民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、こども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。				
--	--	---	--	--	--	--